農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは，「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４ 受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は,業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（国土地盤情報データベースへの登録）

第５条　受注者は，地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図，土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で，「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

２　受注者は，地盤情報の公開・利用の可否について，徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に基づき，事前協議における発注者の指示に従って，成果品データに「公開可否コード」を記入した上で，検定の申込を行うこととする。

　なお，検定に要する費用は，直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し，諸経費率算定の対象額としない。

３　受注者は，電子納品の際に，一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRSに格納することをもって，提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（業務実績データの作成及び登録）

第６条　受注者は，委託料が100万円以上の業務については，測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき，業務契約時，途中変更時，業務完了時，データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し，登録機関（(一財)日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後，次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお，受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(1) 契約時は，業務契約後10日以内（土曜日，日曜日，祝祭日を除く）

(2) 途中変更時は，契約変更後10日以内（土曜日，日曜日，祝祭日を除く）

(3) 完了時は，業務完了後10日以内

(4) 訂正時は，適宜とする。

２　実績登録完了後，登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。

３　途中変更時については，委託料，履行期間，管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。
なお，変更登録に当たっては，全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。

４　契約変更により，委託料が100万円以上となった場合は，その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。

５　契約変更により委託料が100万円未満となった場合は，その時点で登録を削除するものとする。

６　変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は，変更時の提出を省略できるものとする。

（履行報告）

第７条　受注者は，履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに監督員に提出しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第８条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

１　本業務は第１金清池におけるため池改修の実施設計にあたり、既存の調査ボーリングの結果と併せ基礎資料とするものである。

２　本業務における調査予定箇所及び作業数量は、別添図面及び数量総括表に記載のとおり想定しているが、実施に際しては監督員と協議の上、この指示を仰ぐものとする。

３　本業務は次の業務と関連するため、必要に応じ連携を図るものとする。

・Ｒ２吉耕　ため池　第１金清池　実施設計業務